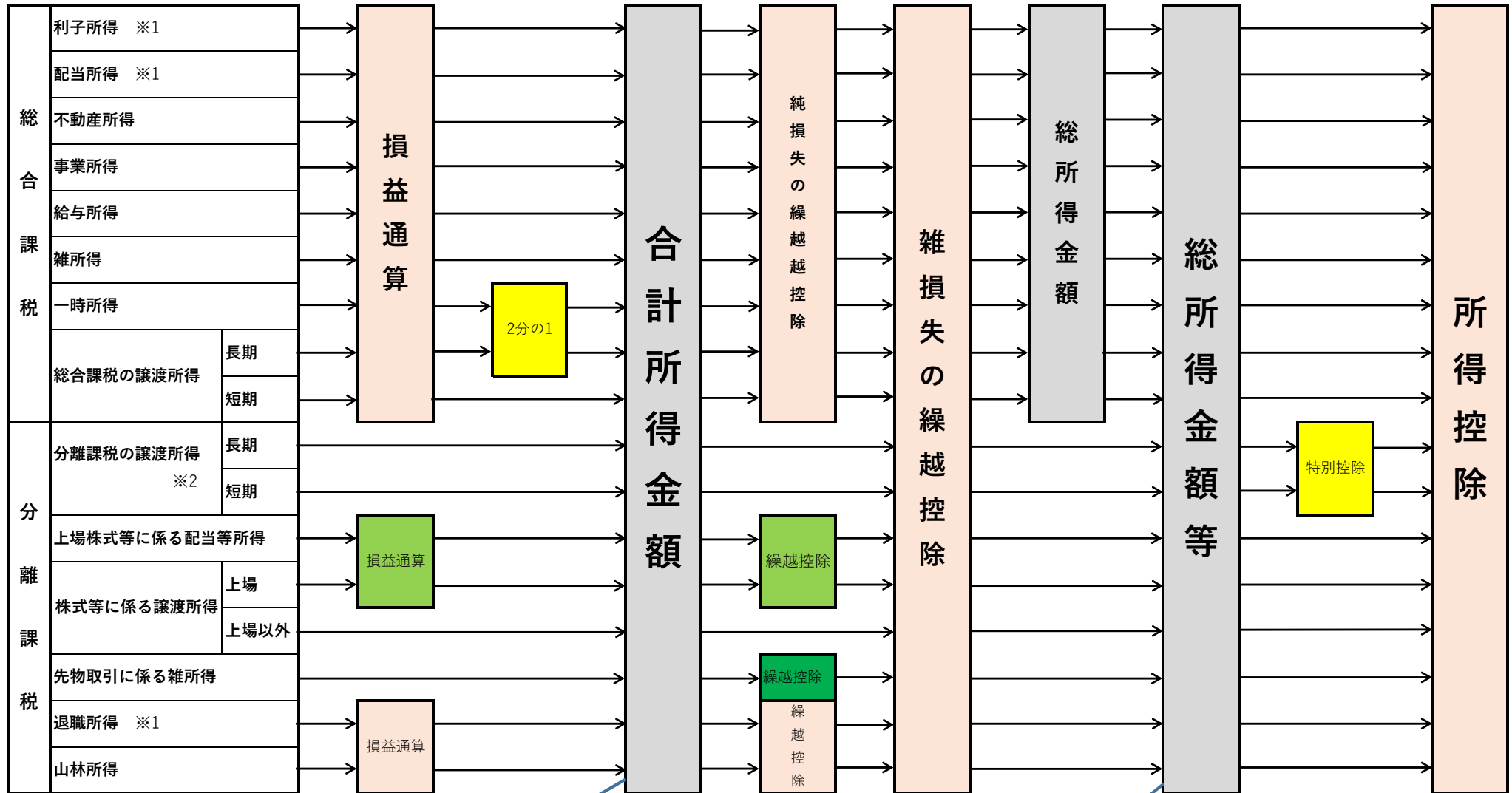


合計所得金額・総所得金額・総所得金額等の図解



※1 源泉分離課税の適用を受けているものを除く

※2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失がある場合は、
損益通算及び繰越控除可能

合計所得金額で判定するもの

- ・均等割の非課税判定
- ・未成年、寡婦、ひとり親、障がい者の非課税判定
- ・配偶者（特別）控除、扶養控除の対象となるかどうかの所得要件
- ・配偶者（特別）控除の適用を受ける場合の納税者の所得要件
- ・寡婦、ひとり親控除の適用を受ける場合の納税者の所得要件
- ・勤労学生の適用を受ける場合の納税者の所得要件

総所得金額等で判定するもの

- ・所得割の非課税判定
- ・雑損控除の計算
- ・医療費控除の計算
- ・寄附金（税額）控除の計算